

平成28年第6回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成28年12月5日 (月)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 平成28年12月6日 (火)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (12名)

|           |                |
|-----------|----------------|
| 1番 光岡美里君  | 2番 末吉克巳君       |
| 3番 岡本則夫君  | 4番 中川ゆかり君      |
| 5番 主枝幸子君  | 6番 奥村富士雄君      |
| 7番 柚木喬君   | 8番 三登信秀君       |
| 9番 瀧野純敏君  | 10番 中雅洋君       |
| 11番 大田直樹君 | 12番 川本英輔君 (議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |
|--------|-------|
| 町 長    | 吉田隆行君 |
| 副 町 長  | 岡崎泰充君 |
| 教 育 長  | 枝廣泰知君 |
| 技 監    | 藤原博明君 |
| 総務部長   | 新木之博君 |
| 民生部長   | 奥至雅君  |
| 教育次長   | 河本和彦君 |
| 総務課長   | 大畠英司君 |
| 企画財政課長 | 車地孝幸君 |
| 税務住民課長 | 中村輝彦君 |
| 民生課長   | 高橋蔦江君 |

|            |             |
|------------|-------------|
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君   |
| 環境防災課長     | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 産業建設課長     | 西 谷 伸 弘 君   |
| 都市計画課長     | 藤 井 建 輝 君   |
| 学校教育課長     | 新 谷 裕 美 子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君   |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉 原 修 君     |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 中 村 政 愛 君 |
| 係 長 | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

日程第1 「一般質問」

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議長 (川本英輔議員) 傍聴席の皆さん、おはようございます。

12月に入りまして、何かとお忙しい中、ようこそおいでいただきました。

また、横浜小学校の皆さん、元気でおいでいただきましてありがとうございます。

今、緊張しておるところでございますけれども、1時間余りの学習時間であります。

しっかり聞きながら、また、わからないところはメモをしながら、また帰って皆さん

といろいろ考えてみていただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議会事務局長 (中村政愛君) 皆様、御起立ください。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長 (中村政愛君) 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、9名から10問の質問事項が通告されています。それでは、順次発言を許します。

なお、質問の際には要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問までといたします。

4番中川ゆかり議員から「教育委員会の新体制の構築と整備は」について質問願います。

中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 「教育委員会の新体制の構築と整備は」の件についてお伺いいたします。

先日も小中学校での学習発表会や文化祭などの行事を通して、教育の現場の取り組みを拝見し、子供たちの一生懸命なかわいい姿に頬が緩んだり、歌唱のすばらしさに感激したり、礼節の取り組みの定着にも成果を感じており、関係各位に感謝しております。

平成27年4月に教育委員会制度が改正されました。改めて内容などを質問します。

1、開かれた教育委員会であるために、教育委員会会議、総合教育会議を傍聴するに当たり広報はされていますか。

2、教育委員会関係施設などの日程及び利用日程の提示、広報の方法はどのようにされていますか。

3、家庭教育支援の活動はどのように行われていますか。

教育委員会の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「教育委員会の新体制の構築と整備は」の件についてお答えいたします。

教育委員会制度は、平成27年4月から、法律の一部改正により教育行政における責任体制の明確化、総合教育会議の設置、大綱の策定等について定められ、本町においても新体制の構築と整備を行っております。

御質問一点目の、開かれた教育委員会であるために、教育委員会会議、総合教育会

議を傍聴するに当たり広報の方法についてでございますが、教育委員会会議につきましては、規則にのっとり会議開催の日時と場所、付議すべき議題等を各地区の掲示板に告示しております。

総合教育会議は設置要綱を制定し、町のホームページに日程等を掲載し、原則公開することとしております。

傍聴につきましては、氏名、住所の記入など必要な手続をしていただければ可能でございます。ただし、個人の秘密を保つ必要がある場合は非公開とし、傍聴できません。

また、それぞれ議事録を作成し、ホームページ上で公開しております。

御質問二点目の、教育委員会関係施設等の日程及び利用日程の提示、広報の方法についてでございますが、体育施設は1月下旬に各住民福祉協議会、体育協会各部、スポーツ少年団、学校関係者から翌年度の大会日程を提出していただき、2月下旬に町内の各団体が一堂に会して、年間で決まっている大会の日程を優先的に押さえていくこととしています。

日程が重複しているところは調整を行い、全体が決まった後に一覧表にして各団体に配布いたします。

各種大会の参加募集やイベント情報等につきましては、随時、広報さか及び坂町ホームページに掲載しております。

また、施設の空き情報につきましても、ホームページ上で確認できるようになっております。

御質問三点目の、家庭教育支援の活動はどのように行われているかについてでございますが、乳幼児期につきましては、絵本の選び方や人形劇をテーマにしたすくすく学級を初め、おやこ体操やリトミックで遊ぼう等を実施し、就学前期につきましては、各保育園と連携して、保護者を対象とした「子どもの生活リズムを整えるためにできる大人の力」や「小学1年生の生活」等をテーマにした講座を開催しております。

児童期につきましては、学校及び青少年育成坂町民会議と連携して、各学校で「みんなで支える自主防災」や「何事にもチャレンジ」等の講演会を開催しております。

また、子供の居場所づくりとして放課後こども教室の開催、家庭教育の重要性を鑑み、「家庭は教育の出発点」というチラシを平成25年度に作成し、各家庭に配布して啓発を行っております。

御理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 町民にとって、教育委員会会議の定例会や教育会議などがどこでどのような形で行われているのか知らない町民が多いのではないかということで質問をしました。といいますのも、地方行政の組織及び運営に関する法律の第14条7に、教育委員会の会議は公開するとあります。答弁にありました各地区の掲示板というのはふれあいセンター前の掲示板ではないかと思いますが、町民にとって現在の広報の状況ではわかりにくいと考えますが、傍聴する上での手続など、まずは広報さかななどの紙面上で傍聴ができるということの広報で啓発されてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） ただいま、広報の方法なんですけれども、規則にのっとり町内17カ所の掲示板のところで教育委員会会議の場合は開催する旨を広報させていただいております。そして、会議はどこでというのも住民の皆さんには17カ所の掲示板を通じておわかり願っているものと思っております。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 現在、傍聴ができますよということを広報さかに記載してはいかがでしょうかというふうに問いかけをいたしましたところ、ちょっとわかりにくい点がございましたので、もう一度、よろしくお願ひします。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 傍聴は基本できます。ただ、守秘義務のある場合には傍聴できないこともありますので、今後、広報等々の周知に関しましては検討させていただきます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） ちょっと問いかけと違うんですが、5問以上になっては次の質問に差し支えますので、今の質問はもうこれで終わりとさせていただきます。

次に、問い2の教育委員会関係などの日程及び日程の掲示のことで、答弁で年間日程や施設の空き情報についての広報が行われているということはわかりました。

では、日ごろ、町民が足を運ぶ坂町の主な施設で、Sunstar Hallを省き、施設利用の掲示や会議などの掲示は手書きでされています。Sunstar Hallでは電子掲示板が設置されているので、利用状況や内容など、足を運ばれた方

が、今、何が行われているのか一目でわかる状況ですし、何より、明るく光っているために、利用者や来訪者の目にとまりやすいというのが利点だと思います。庁舎や町民センター、海洋センターなどの施設に電子掲示板を設置し、利用増へのさらなる啓発をされてはと提案したいのですが、総務課、生涯学習課の答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

議員さんおっしゃられるように、Sunstar Hallが、今、デジタルの行事予定等が出ますので、わかりやすくなっているというのはよくわかるんですけども、今現在、町民センター、海洋センター等はホワイトボードのほうに掲示をいたしております。

ただ、今、おっしゃられたデジタルサイネージにつきましては、設置の費用のほうも、調べてみると、1台につきかなり高額にもなっておりますので、大規模改修等があるときに、また検討させていただくような形でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 大畠総務課長。

○総務課長（大畠英司君） 総務課の立場としてお答えいたしたいと思います。

議員さんおっしゃられることは重々わかるんですけども、町民センター、例えば海洋センターにつきまして、ちゃんと先ほど生涯学習課長も答弁されておりましたが、毎日、その日の行事予定等はそこに記入して、公開をしているという形をとらせていただいております。それで問題があるかということになると、議員さんおっしゃられるように、年間全体のイベントの掲示等もまたちょっと変わってくるんじゃないかと思うんですけども、現行では現行の施設の環境の中で情報の提供をしていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） ただいまの答弁の中に、金額の問題ということや、今の現状でということの答弁だったと思いますが、町民センターにしても、いろんな教室がその日、その日に行われております。その行われている行事が広報さかに記載されていたとしても、そのときには、ああ、こんな教室あるんだねということで、よほどこれをしたいという人以外は、そこに行ってみようという感覚は町民の中には薄いんじゃないでしょうか。もしそういう掲示板が入り口のところにぱっとあれば、たまたま

町民センターに何らかの形で訪れた場合、きょうは料理教室をやっているんだということで、ちょっとのぞいてみようかな、何階のどこでやっているかが掲示されていたら、行ってみようかなという気持ちになって、そこに行ったその雰囲気や町民がじかに感じられるのではないかなというような気持ちがしております。やっぱり今の手書きのものでは、手書きがぱっと目立たないから、今、なあなあになってしまって、ぱっと町民にわかるような状況にしてほしいなというのがすごい強い気持ちであるんですが、もう一度、答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 河本教育次長。

○教育次長（河本和彦君） お答えいたします。

華やかにという視覚的にというのは、確かにSunstar Hallにつきましては、電子の分で1日の行事、使用団体等が大きなスクリーンに出るということでございます。

ただ、町民センター、海洋センターにつきましても、現状、町民センターも正面玄関入ってすぐ右手に、1日のスケジュール、どこの会議室で何が何をしているとかいうのは、全て一覧表で掲示させていただいてます。B&Gの海洋センターにつきましても、入ってすぐのところの右手に大きなホワイトボードで行事を書かせていただいております。効用的には、今のところ、差しさわりのないかなということは思っておりますが、費用対効果の件もあります。できるだけ、現状はホワイトボードで手書きでございますが、なるべく華やかなように、例えばデコレーションするなり、そういうのをちょっとすぐにお金をかけてするということではなくて、まずどういうふうにすれば少しでもアピールできるかというのをちょっと職員一同考えて、少しでも皆さんの目に飛び込んでいくような工夫をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 前向きに考えていただきたいと思っております。

次に、問い3の家庭教育支援の活動について質問させていただきます。

家庭教育支援の取り組みは答弁でわかりましたが、訪問型家庭教育支援チームについての将来への見解を、これは教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 家庭は全ての教育の出発点であります。議員さん言われる

ように、それぞれの家庭で課題があるという部分もございます。いろいろな支援が必要だという家庭もございます。そうしたときに、子供たち、またそれを取り巻く保護者に対してのケアということになるかと思えますけれども、訪問型ということであれば、スクールソーシャルワーカーのことを言われているのかなというふうに思うわけでございますけれども、現段階は福祉の特別な専門性を持ったスクールソーシャルワーカーの配置については県に配置要望をしているところでございます。本年度もまた配置要望をしていくわけですが、県のそういった配置にかかわる事業については研修も行われますし、また、職務の取り扱いもしっかりしておりますので、導入するにはそこが一番いいかなというふうなことを思っています。

今後についても、ケース会議というのを個別の家庭の事案について行っておりますけれども、スクールカウンセラー、あるいは民生部門、警察、医療機関等の連携ということになっておりますが、これはやっぱり学校を核としてそういった対応をしてまいりたいと思います。今のスクールソーシャルワーカーについても、チームの一員の中にそういった専門性のある方がおられれば、これは手厚い支援ができると考えておりますので、そちらのほうの御理解よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） よろしゅうございますか。

5番主枝幸子議員から「乳がん検診の年齢引き下げ」について質問願ひます。

主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 「乳がん検診の年齢引き下げ」の件でお伺ひします。

乳がんは女性に最も多いがんであり、乳がんの特徴は30歳代から増加し始め、40歳から50歳代の女性に特に多く見られ、平成28年度乳がん罹患数の予測が9万人、この10年間で約2倍以上にふえています。

また、乳がんで亡くなる女性は、平成27年度1万3,705人です。このため、乳がん検診率向上にあらゆる方法で積極的に取り組む必要があるのではないのでしょうか。

厚生労働省によると、腫瘍の発見時の大きさは、35歳以上の患者の平均が直径2.5センチであるのに対し、若年性患者の平均は2.9センチと大きく、ステージも進行しており、リンパ節に転移しているケースが多いと聞きます。仕事や子育て世代への影響が大きいがんとも言えます。ですが、乳がんは他のがんと比べ、早期発見、早期治療により多くの方が治るがんと言われております。昨年度から個別検診も実施され

ていることから、さらなる乳がん検診向上のため、年齢の引き下げをできないかお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「乳がん検診の年齢引き下げ」の件についてお答えをいたします。

平成27年の我が国のがんによる死亡者数は37万346人で、死亡原因の第1位となっており、全死亡者数の3人に1人ががんで亡くなっている状況でございます。

一方で、診断と治療の目覚ましい進歩により、それぞれのがんに対応した検診が可能となり、多くの方が治るようになってきており、国や県においては、がんの早期発見につながる検診方法に関し、死亡率の減少効果が証明された科学的根拠を持った検診が実施できるようさまざまな取り組みが行われております。

そのような中、本町の女性特有のがん検診につきましては、平成21年度から節目の年齢に達した方を対象に無料クーポン券による受診勧奨を行い、これまで未受診であった方を対象に再度の受診勧奨を行うほか、昨年度からはさらに節目検診以外の方にも住民総合健診と同じ金額を負担していただくことで、身近な医療機関で個別に検診をしていただけるよう、プライバシーに配慮した環境を整備し、早期発見につながる受診率の向上に努めております。

また、国が公表をいたしております乳がんの発見方法としては、35歳未満では87%、35歳以上では67%の人が自己検診であると報告をされています。このようなことから、乳がんに対しては若いころから関心を持ち、自らの健康は自らが守るという個人の意識が大変重要であり、本町では子供の健診時に、保護者の方へ月に一度の自己検診の実施の啓発を行っております。今後もさらに広報、ホームページ等も活用をし、啓発を強化してまいります。

御質問の乳がん検診の対象年齢の引き下げにつきましては、平成27年9月の国におけるがん検診のあり方に関する検討会の中間報告においても、乳がん検診の対象年齢は乳がんになる動向や検診による死亡率減少効果、発見率等から判断をし、40歳以上とすることが妥当であると報告をされており、国においても改定は行われなため、本町においても、現在のところ、対象年齢の引き下げは考えておりません。

今後の研究結果の報告を注視し、国や県において有効な施策が定められたときには検討してまいりたいというふうに考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） たびたびこの質問をしておりますが、またこの時期に乳がん検診の年齢の引き下げの質問をしたのは、テレビ、新聞、インターネットなどで若い30代の有名なフリーアナウンサーの小林麻央さんが乳がんにかかったと報道したことで、若いお母さんが不安を感じていることでこの質問をしました。

まず、30代の乳房は、マンモグラフィーでは発達した乳腺が白く投影され、わかりにくいこともあり、まず月に一度の自己検診を専門家が勧めております。答弁に、子供の健診時に保護者の方へ月に一度の自己検診を指導していると聞き、早期発見に向けたとてもよい取り組みだと思いました。

そこで、さらにより取り組みを広げて、出前講座をされたらいいのではないのでしょうか。例えば、若いお母さんが集まる保育園では保護者会、学校では参観日などで自己検診の指導をすることにより、幅広い早期発見につながるのではないのでしょうか。そのときに、正しい名称では、乳がん自己触診教育モデルという、わかりやすく言うと、乳がんのしこりが触ってわかるようなものなんです、それをあわせて用いての指導をしてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

主枝議員、ありがとうございます。自己検診の強化につきましては、坂町におきましても、今後もさらに進めてまいります。

今のモデルを用いてとかということなんですけど、やはり実際にしこり等を感じていただくためには、そういった乳がんのモデルを実際に保護者の方、お母さま方に触っていただくことが必要かと思っております。これを開催するに当たりましては、やはり専門家がそちらについて御説明をさせていただくとかということも必要となつてまいりますので、保健師、または乳がんを体験された方等をお招きをしまして、また、保育園、また子育て支援センター、健診時等に、保護者の方にお伝えできる機会が用いていければと思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） ありがとうございます。坂町の検査では、今、40歳から視

触診とマンモグラフィーを合わせての検査ですが、視触診だけで検査している市町はありますか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

視触診というのは、やはり国の指針以外の検診ではございますが、広島県内におきましては、3市町が実施をされております。府中市さん、三原市さん、世羅町さんでございます。府中市さんにおきましては30歳以上の方に視触診を、世羅町さんと三原市さんにおきましては、20歳以上の方に視触診を行っておられると統計が出ております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 視触診だけの個人負担は幾らぐらいかかるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） 視触診につきましては、先ほど申しました3市町におきましてさまざまでございます。負担金がゼロの市町もございますし、大体300円から500円程度の自己負担で視触診を実施されております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 私が住民検診で、視触診とマンモグラフィー合わせて2,900円の個人負担なんですけど、30代のお母さんは、視触診なら町の補助も軽減されるところと考えます。それで自己検診を月に一度はするんですけど、まず自分だけの自己検診ではちょっと不安を感じます。年に一度の専門家による住民検診で不安が抑えられると思うんですけど、ぜひとも年齢の引き下げが早期発見につながると考えます。よろしくをお願いします。いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

検診につきましては、町長の答弁にもございましたように、国の指針で示された科学的根拠を持ったものを実施するという事で坂町のほうは取り組んでおります。やはり個別に検診を行おうといたしますと、市町において財政能力等がまちまちでございまして、小さな市町は財政負担を強いられることとなります。ですので、町長の答

弁にございましたように、坂町においては40歳以上を対象とした検診を実施をいたします。

ただ、この件につきましては、議員さんのほうでも国への要望等、活動を行っていただきまして、議会と行政が一丸となって取り組んでまいりたいと思っておりますので、御協力、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 6番奥村富士雄議員から「横浜中央二丁目の津波災害時一時避難場所設置計画は」について質問願います。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 「横浜中央二丁目の津波災害時一時避難場所設置計画は」について質問いたします。

横浜地区まちづくり協議会、住民協などの要望で、現在、横浜中央二丁目尾鷹公園裏山に約1,500人が避難でき、備蓄倉庫などを備えた津波災害時一時避難場所の新設が計画されており、今年度、実施設計、3年ぐらい後をめどに完成予定となっております。

これを受けて、徳島県阿南市橘地区防災公園を先進事例として視察してまいりました。この公園は平常時は周辺住民の憩いやレクリエーションの場、また、津波災害時は一時避難場所や被災の前線における消防、救護、医療活動の中継地点として、避難人口約1,600人、芝生広場、駐車場、非常用を含むトイレ、休憩施設のほか備蓄倉庫、ソーラー式照明灯、かまどベンチなどを設置しており、大いに参考になりました。

大規模な一時避難場所の設置はありがたいのですが、心配なのは、完成後の活用、維持管理です。これらについては、地元とのかかわりが大きくなっていくと思われます。実施設計の段階から、早目に地元への説明会の開催、協議を始めていく必要があるかと思えます。今後の事業スケジュール等を含め、町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「横浜中央二丁目の津波災害時一時避難場所設置計画は」の件についてお答えをいたします。

現在、実施をいたしております避難訓練における避難場所は、各地区住民福祉協議会と協議を重ね、場所を選定をいたしておりますが、横浜二部、横浜三部地区の住民、坂中学校の生徒、横浜若竹保育園の園児等の避難場所である広島呉道路沿いの道路、

森山遊歩道、尾鷹公園裏山などは、ベンチや風雨をしのぐ屋根等もないため、お年寄りや幼い子供、妊婦、身体障害者など、全ての避難者が長時間滞在することは問題があるというふうに考えております。

このような中、横浜地区まちづくり協議会から、津波災害時において避難者が安心して避難できる場所の確保の要望が出され、整備に向け国及び県と協議を重ね、津波災害時一時避難場所を都市防災総合推進事業として整備をすることといたしました。

議員御質問の完成後の維持管理を含めた今後の事業スケジュールにつきましては、現在、計画場所の測量を行い、避難想定人数に対応した広場、備蓄倉庫、マンホールトイレ、かまどベンチ、照明灯、休憩施設等、避難場所として必要な設備の設計を行っているところでございます。

今後は、議会、横浜地区まちづくり協議会、地元の住民福祉協議会を協議を進め、計画案を決定する予定といたしており、早期の完成に向け鋭意事業を進めているところでございます。

なお、完成後の活用、維持管理につきましては、当該施設が津波災害時の一時避難場所として整備した経緯を御理解をいただき、災害発生時以外の平常時は地元避難対象の住民協、学校、保育園、施設利用を計画する団体等が維持管理を含めた公平な活用策について協議をしていただいた上で利用をお願いできればというふうに考えております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） この質問につきましては、大体4年計画ぐらいというようなことでお伺いしたんですけども、ちょっと質問の時期が早いかなと思ったりもしたんですけども、地元としては、よくあるのは、計画が決まってしまったの説明会ということであれば、なかなか変更ができにくいということがあって、できるだけ早目に、計画を設計する段階で地元の意向も取り入れていただくというようなことで、早目のこういった質問をしたわけでごさいますして、ここに、今後は議会、横浜地区まちづくり協議会、地元住民協との協議を進め、計画案を決定する予定となっておりますとなっておりますけども、やはり計画案を決定する前に地元との協議というのを行っていただきたいわけなんですけども、この時期と、次に書いてあります早期完成に向けということがございしますが、この地元との協議が大体いつごろかということと、完

成のめど、そこら辺をわかっている範囲でお答えいただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） 計画案を横浜地区まちづくり協議会のほうと協議する時期につきましては、今、最終のまちづくり協議会のほうに提示できる計画素案というものが詰め段階に来ております。早急にその素案ができましたら、またまちづくり協議会等に御提示し、いろいろな意見をいただきたいというふうに思っております。余り長くない時期というふうに思っていて、来週やりますとか、そういう時期ではなく、そこら辺の日程につきましては、また事前に協議会さんのほうと協議を日程調整も含めさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

また、事業スケジュールにつきましては、先ほども町長の答弁でございましたように、都市防災総合推進事業という国の事業メニューを活用させていただくということでございます。つきましては、かなり大きな金額を必要とする事業でございますので、この事業メニューをフル活用してこの事業を進めていきたいというふうに思っております。ですので、今年度は実施設計、来年度、用地取得に向けて動ければというふうに、今、いろいろなところと協議をしているところでございますので、また、そういうものが決まりましたら、予算等もいろいろお願いしたいというふうに思っております。

それと、素案につきまして、まちづくり協議会等というふうにございましたが、横浜まちづくり協議会から実際要望が出ている案件でございます。また、横浜まちづくり協議会、あわせて議会のほうに素案について御説明させていただきまして、またいろんな意見を双方からいただいて、最終的な計画案ということにさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） ぜひそれがお願いしたいことでございますけども、できた後の活用とか管理の問題なんですけども、横浜地区まちづくり協議会もあるんですけども、ここの対象地域が、さっき説明がありましたように、横浜二部地区、横浜三部地区、坂中学校、それから横浜若竹保育園というようなことがございますので、できたら、横浜二部住民協とすりゃ、地先なんで、そこが中心になってやらにゃいけんのんかいうような気もするんですけども、そうじゃなくて、そういう対象地域の人たちで、できたら何か協議会みたいなものをつくって、活用策とか、後の管理方法につい

て協議していくというような、今から準備していけば、そういったこともできるんじゃないかと思うんですが、名前を協議会にするか、例えば自主防災の組織にするかとか、そういった面も含めて、中学校やら若竹もありますんで、そういったところも含めた形の協議会で、何か活用策とか管理の問題とかを協議していくというふうにしていくには、やっぱり役場がリードしてもらわにゃいけないのかなと思ったりもしよるんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） このたびの計画は、先ほど申しましたように、横浜地区のまちづくり協議会から提案をされたものを受けて、国と協議をして進めてきたわけでありまして、ただ、今は横浜中央と横浜西のほうにそれぞれ1カ所ずつそういう施設を設けるということで、今、進めておるわけでありまして、やはりそういうことからしますと、横浜東のほうも云々ということもあるわけでありまして、やはり横浜地区全体の、もちろん平時の利活用も含めて、全体の御意見等も、要望等も伺いながら、そういう中で総合的に横浜地区全体の方の、ある程度、納得がしていただけるような形に進めていければというふうに思っております。

そういう中で、もちろん住民協さんもまちづくり協議会の中には入っておられますし、横浜地区の議員さんも入っておられるわけでありまして、そういう中で全体で整理をしていくことが一番私は住民にとってもよろしいんじゃないかというふうな思いを持っておりますので、あくまでも協議会は窓口としていろいろこれから協議をさせてもらえればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 質問のときにも書いたんですけども、先月、徳島県阿南市の防災公園を見に行ったんですけども、まさに大体同じぐらいの規模じゃないかというような気がしたんですけども、そこでも管理につきましては地元が管理しとるというようなこともお聞きしたわけなんですけども、そういったところを、できたら当該地区の役員さんで、徳島ぐらいだったら日帰りができるんで、視察なりをしていただいて、実感していただいて、今後、どういうふうに取り組んでいくかということもやっていったらと思うんですが、そこら辺、役場のマイクロでも貸してもらって視察ができればというふうに思って、やはり何かこういう避難場所というのは、毎日毎日の間

題じゃないわけですし、やっぱり身近に感じるためにはそういった施設の視察というのにも必要じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） 視察に行かれた徳島県の橘地区の防災公園ということで、資料もいろいろ取り寄せたわけでございますが、ここの地区につきまして、住民協さん等を視察にということでございます。これにつきまして、この場で視察オーケーということはちょっと言えませんので、そこら辺については内部的にいろいろ協議をさせていただいて、また御回答させていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 3番岡本則夫議員から「子ども・子育て支援新制度について」質問願います。

岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 「子ども・子育て支援新制度について」お伺いいたします。

急速に進む少子化社会の中で、少子化対策として若い世代の定住化促進、住環境づくり、保育環境改善など、地方創生総合戦略の中でも実施、促進されています。

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める子ども・子育て支援新制度が平成27年4月にスタートしました。

そこで、本町の子ども・子育て支援新制度の現状と今後の方針についてお尋ねいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「子ども・子育て支援新制度について」お答えをいたします。

この制度は、全ての子育て家庭がそれぞれのニーズに合った子育て支援に係るサービスを選択できるよう、子供の最善の利益の実現を社会全体で支えることを目指しており、事業の実施につきましては、市町村が中心となり、地域に即した子育て支援の充実を図り、幼児教育、保育、地域の子育て支援の質と量の両面にわたり支援をすることとされています。

御質問一点目の、この制度の本町の現状でございますが、この制度で国が示している地域子育て支援事業10項目について、本町の実情に即した内容で展開するため、子育て世帯を対象に意識調査を実施をし、その調査結果をもとに、ニーズのなかった子育て短期支援事業を除く放課後等児童クラブ、子育て支援センターや一時預かり事

業等9事業について、平成28年3月、坂町子ども・子育て支援事業計画を策定をし、現在、計画に基づき事業等を行っているところでございます。

御質問二点目の、今後の方針につきましては、放課後児童クラブの対象年齢について、原則1年生から3年生までを小学校に就学している児童へと拡大することについて、及び、子育て支援センターや一時預かり事業などの親子が交流できる拠点の増設等について検討を行うとともに、今年度、保健センターに設置をいたしました子育て世代包括支援センターで行っている妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまな相談に応じ、個別なニーズを把握した上で、総合的な支援ができる体制の充実を図ってまいります。

今後も関係各課が連携をし、子育て世帯がそれぞれのニーズに合った子育て支援事業を選択して利用できるよう、情報の提供や支援の紹介、また、関係機関とのネットワークを構築をし、子育てしやすい地域づくりを推進してまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 新制度では支援の量を拡充と支援の質の向上とありますが、保育士配置、待遇改善を行い、職場への定着及び質の高い人材確保を目指し、職員の給与をふやしたり研修を充実するなど、キャリアアップの取り組みを推進されておりますが、職員の給与の引き上げについては他町より高い水準に上げ、本町に定着していただける努力はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） お答えいたします。

現在、坂町内にあります4保育園につきましては、議員も御承知のとおり民間運営となっております。民間に関しまして、その給与体制は、4保育園に関しましては2福祉法人がやっておりますが、その保育園の給料が福祉法人によって異なっております。しかしながら、国が示している基準より上を示しているものでございます。国も給与を上げるための施策はとっておりますが、今、現状を鑑みまして、保育士不足という現状もありますが、給与を町独自で定めてという形は、民間の運営を圧迫することにもなりますので、民間にお任せしたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 民営化ということで、行政としてはというところございま

すが、なるべく指導といいますか、方針といいますか、上げられて、方向で職員の定着をお願いいたします。

次に、放課後児童クラブについてお聞きいたします。

対象年齢について、1年生から3年生までを小学校に就学している児童に拡大について検討されているようでございますが、その内容をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） 現在、放課後児童クラブにつきましては、各小学校とも1年生から3年生までで実施をいたしております。こちらにつきましては、国の指針によりまして、平成32年度までに6年生までをとということになっておりますので、平成32年度までには6年生までを放課後児童クラブのほうに入れるような体制をとっていくように、今、協議をしているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） よろしくお聞きいたします。

次に、本町における認定こども園、新制度への移行について、認定区分と利用できる施設について伺います。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） まず、認定こども園と認定区分は、それぞれが異なっております。認定区分につきましては、保育園に受け入れる子供に関しまして、1号、2号、3号という形で決めて措置をするという形になっております関係で、現在、もう町のほうで決めて実施をしているところでございます。

また、認定こども園につきましては、先ほども説明させていただきましたが、民間の保育園となっておりますことから、町が変えるということではできません。しかしながら、現在、認定こども園については、安芸郡では1町、府中町に1園あるのみでございます。これは、やはりなったときの不透明さがあるということで、保育園の利点がしっかり見出せないということが問題にあると認識しております。

また、この認定こども園になった場合は、保育料を町が、今、集めておりますが、それを保育園が徴収すると。また、今、保育士という資格で指導をしておりますが、指導者のほうが、今度、認定こども園になると、保育士と教諭免許の2種の免許が必要という形になっておりますことから、この移行につきましては、それぞれの園にお

任せをして、園ができる状態になったら移行するという形をお願いをしているところ
でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 最後に、平成28年度に創設された仕事・子育て両立支援と、
企業による子育て支援の応援についての内容をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 仕事の事業所内保育、居宅訪問型保育という家庭内保育と
いう新しい事業でございますが、昨年、その運営に向けて事業が設置できるような仕
組みで、町の条例規則は定めておりますが、今、それを立ち上げるという企業がない
ため、まだ実施に至ってないところでございます。

これは町が実施するものではなく、民間の企業の方がされるという形になっており
ますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） それについて、今、まだ起業とか云々とかありますが、広報
活動といいますか、企業にも知らせるとか、町民にも知らせるといった方法を教えてく
ださい。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） この事業に関しましては、今、待機児童をなくすというこ
とで行われている事業でございます。議員も御承知のように、坂町の4保育園でまだ
待機児童は出ておらず、入りたいというお子さんは全て受け入れている状況のところ
を、また、その企業に費用を負担していただき、進めていただくということがどう
なのかというちょっと疑問もありますので、今のところは広報活動等はしていない状
況でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をいたします。

再開は11時15分とさせていただきます。

（休憩 午前11時00分）

○議長（川本英輔議員） 横浜小学校6年生の皆さん、ようこそおいでいただきました。  
また来ていただきたいと思いますので、御苦勞でございました。

(再開 午前11時15分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 2番末吉克巳議員から「結婚補助金を導入しては」について質問願います。

末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 「結婚補助金を導入しては」の件について質問します。

内閣府は、経済的理由で結婚に踏み出せない低所得者を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援する事業「結婚新生活支援事業費補助金」を新たに平成28年4月から開始しています。この事業は、夫婦の1年間の合計所得が300万円未満の世帯に、結婚に伴う住居費や引っ越し費用などに対し、最大18万円を支援するもので、国から町へ4分の3が補助される事業です。

内閣府に問い合わせたところ、現在も随時募集している状況で、平成28年度第2次補正予算に10.3億円を計上し、事業を平成29年度に繰り越しできるよう、内閣府子ども・子育て本部から財務省に要求しているとお聞きしました。

坂町でも結婚新生活支援事業費補助金事業を導入し、対象となる若いカップルにこの制度を利用していただいて、少しでも多くの若いカップルに結婚していただき、坂町に住んでもらいたいと思います。関係当局に伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「結婚補助金を導入しては」の件についてお答えをいたします。

国は一億総活躍社会の実現に向けて、結婚、妊娠から子育てに至る各段階の負担、悩み、不安を切れ目なく解消するための支援策の一つとして、結婚新生活支援事業費補助金事業を平成27年度から導入をいたしております。

この制度は、経済的理由で結婚に向け最後の一步を踏み出せない低所得者を対象に、結婚に伴う新生活を経済的に支援することにより、即効性をもって婚姻数をふやす効果を期待するもので、具体的には所得が300万円未満の新規に婚姻をした世帯を対象に、新居の住居費、引っ越し費用等に対する助成を行うものでございます。

県内の自治体では、尾道市、安芸太田町の2市町が導入をしておりますが、現在のところ、交付実績はないとお聞きをいたしております。若い世帯は男女ともに就労していることが多く、2人合わせた所得が300万円以上となることが主な要因ではな

いかと分析をされています。

本町におきましても、この事業に対するニーズが不透明であり、加えて国の今後の財政措置が不確定であるため、現在のところ、結婚補助金の導入は考えておりません。

本町の若者定住促進策につきましては、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、若者世帯、子育て世帯が必要とする広さや質を備えた住宅に安価な家賃で入居が容易になり、地域が元気になる空き家の利活用を積極的に進めるため、今年度から空き家バンク制度と空き家改修等支援制度を始めたところでございます。

さらに、子育て中の親の孤独感や負担感が大きいことが、妊娠、出産、子育ての制約になっていることがあることから、世代間で支え合えるライフスタイルを選択肢として広げるため、三世帯同居、近居の推奨にも取り組んでいるところでございます。

こうした取り組みを継続をいたしながら、今後とも、町民と行政が目標を共有をし、一体となって坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に実行に移すことにより、若者の定住促進、人口増の実現に向けて取り組んでまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） この結婚助成金は、若い世帯は男女ともに就労していることが多く、2人合わせた所得が300万円以上になることが主な要因ではないかということですが、実際、今、尾道市、安芸太田町の2市町が導入されておりますが、現在のところ、実績がないということですが、今、坂町では結婚助成金事業にかわる事業として空き家バンク、空き家改修三世帯同居・近居事業ですが、この事業を若い世代の夫婦はどの程度利用されていますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

まず、空き家バンク、今年度5月から始めておりますけども、成約につきましては11件の成約があります。中で若い世代の方も成約がございます。件数で言いますと、まだ土地を購入された方とかのほうが多いんですけども、若い世代の方も数件あるような状況でございます。

また、三世帯につきましても、特に近居等、同居よりも近居のほうが多いんですけども、十数件の申請があり、補助金認定をしているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） ありがとうございます。空き家バンクに関しては若い世代が数件、三世代同居・近居も利用されている方が多く、非常にいいことだと思います。今後もホームページリニューアルして、坂町のPRが高まりますので、今後、ニーズがどんどんふえて、利用人数がふえていくことを期待しております。

もう一つ再質問なんですが、ことし、坂町外から転入された若い世代の夫婦は大体何組ぐらいいらっしゃいますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） この質問を受けまして、婚姻と同時に補助金に該当する人が何件ぐらいいるんだろうということで調査しました。

まず、調査したところ、そういうデータがないということがわかりました。

まず、戸籍法と住民法等が違うということで、ちょっとそれを詳細に出すことが難しいということがありまして、一応、戸籍の中で担当の者に確認しましたところ、戸籍法で担当しまして、婚姻届を出した後に、坂町に住所を設定したものという形で確認しましたところ、今年度、1月から11月までで婚姻届を出された方149件にしまして、坂町に住所を設定された方は35件ということでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 答弁ありがとうございます。婚姻届149件、そして坂町に住まれる方が35件、非常に自分が思ってたよりも多い数字だと思います。この数字がどんどんまたふえていくことを願っております。

これは答弁なしでお願いします。

今後、坂町の若い世代が結婚して、坂町に住んでよかったと思う施策、若い世代が坂町の地域になじんでもらうような施策を期待しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 答弁いいんですか。

○2番（末吉克巳議員） はい。

○議長（川本英輔議員） 1番光岡美里議員から「子どもの貧困問題について」質問願います。

光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 「子どもの貧困問題について」お伺いします。

近年、子供の貧困問題はニュースや新聞などで頻繁に取り上げられており、子供の相対的貧困率は上昇傾向にあると言われていています。中でも、大人1人で子供を養育している家庭が特に経済的に困窮しているという状況です。そのため、子供の貧困対策に関する大綱が平成26年に閣議決定され、スクールソーシャルワーカーの配置や、居場所づくりを含む学習支援事業の実施、保育料の軽減など、さまざまな対策が各自治体で実施されています。

坂町においても、ひとり親家庭学習支援事業など既に取り組んでおられますが、その実施状況及び子供の貧困問題に関する今後の新たな取り組みについて、町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「子どもの貧困問題について」お答えをいたします。

所得が少なく生活が苦しい世帯の割合を示す相対的貧困率は、内閣府の資料によりますと全世帯の16.1%で、そのうち54.6%が大人一人で子供を養育するひとり親家庭世帯となっております。

ひとり親家庭は、子育てと生計の二役を一人で担っている中で、生活のさまざまな場面で御苦労や制約があり、とりわけ母子家庭は就業経験が少ないことや出産等による就業の中断等により不安定な就業環境に置かれている方が多いなど、厳しい状況にあると認識をいたしております。

御質問一点目の、支援事業に係る実施状況でございますが、本町ではひとり親家庭等が生活の中で直面する諸問題への対応や、地域での生活を総合的に支援をすることを目的として、経済的支援、就業支援及び子育てと生活支援の三つの柱により施策を実施をいたしております。

経済的支援では、児童扶養手当の支給、医療費の助成、保育料の軽減を、就業支援では、ハローワーク等と連携した個々の実情に応じた母子自立支援プログラムの策定、能力開発給付金の支給を、子育てと生活支援では、保育所への優先入所に加え、今年度から新たに小学4年生から中学生の児童生徒を対象にした学習支援事業を開始をいたしました。

また、これらの施策を総合的に支援する窓口として、民生課にひとり親相談支援員を配置をし、個々の実情に応じた相談体制を整えております。

御質問二点目の、今後の新たな取り組みでございますが、児童の精神的安定を図るため、児童が気軽に相談することのできる大学生等を児童の家庭に派遣をし、児童の悩みを聞き、心の支えになるとともに、生活面での指導を行う児童訪問援助事業に着手したところで、マッチング数をふやすなど、引き続き、事業の充実を図ってまいります。

今後も、ひとり親家庭だけではなく、町内在住の全ての子供たちが夢と希望を持って成長していけるよう、第一に子供に視点を置き、切れ目のない施策の実施等に配慮をしてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） さまざまな取り組みを実施されているので大変心強く感じました。特に、新たな取り組みの児童訪問援助事業はメンター制度のことだと思いますが、広く皆さんに知っていただいて、気軽に活用されることをこれからも期待しています。

そこで、特に学習支援事業についてお伺いします。

受講者募集のチラシを拝見したのですが、定員が小中学生合わせて12名の登録制、応募者多数の場合は抽せんになるというふうにありましたが、坂町における対象世帯数及び対象児童生徒数と、そのうちのどれだけの人数が受講しているのか、受講率などをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） まず、対象児童数に関しましては、現在、ひとり親家庭の世帯に関しまして、医療の受給というのがどうしても非課税世帯となっておりますことから、全体のひとり親家庭というのは把握していない状況でございます。

ただ、ひとり親家庭の医療の受給者数が85世帯228名と、児童扶養手当が、現在、119世帯となっております。

また、ひとり親家庭の家庭学習支援でございますが、これに関しましては、現在、9名の方が登録をされております。定員が12名となっておりますことから、また3名の方には募集を引き続き行っているところでございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 12名の登録中9名ということで、引き続き、積極的な働き

かけが必要になると思われませんが、3名以上応募があった場合は抽せんになるということだと思っておりますが、12名という定員数を算出した根拠についてお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） この12名に関しましては、他町でされた実績を勘案して、坂町ではこの程度という形で12名が設定されております。

しかしながら、坂町がもしこれが多いという形になりましたら、主宰がひとり親家庭福祉連合会といって県の母子会の関係なんですけれども、そちらに働きかけ、また、この事業は県の事業でございますので、県に働きかけて定員をふやすという形で対応してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 学びたい気持ちを持たれている児童生徒さんが満遍なく参加できるような状況を検討していただいているということで、大変安心しました。ありがとうございます。

では、次なんですけど、開催回数についてお伺いします。

今年度は開催が主に夏休みの期間と、その後は月1回というスケジュールでしたが、当該事業は学習だけが目的ではなく、将来の自分自身をどのように設計していくのかということを考える機会にもなる居場所づくりを含む学習支援事業ということが期待されている事業だと思います。そのことを考えると、月1回というのは十分ではないのではないかと感じます。

また、学習の面から見ましても、例えば塾やなんかでしたら週に二、三回あるところだと思いますが、民間のように週に二、三日とまでは言いませんが、自立した学習の習慣を獲得するためにも、週に1回程度の開催は必要なのではと考えます。今後、開催回数をふやす予定などはおありでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 学習支援事業につきましては、先ほども申しましたが、広島県ひとり親家庭等福祉連合会が実施するものでございまして、その開催回数につきましては、そちらのほうにお任せしている状況でございます。

ただし、今、議員さんがおっしゃいましたように、一人の支援という形になりますと、町長の答弁にもありましたが、メンター制度を利用していただくという形になる

かと思えます。

ちなみにメンター制度で、今現在、メンターとして登録して、坂町に来てもいいよと言われる大学生の方が8名いらっしゃいます。この方に関しましては、学習であったり、生活相談であったり、一緒に過ごすという事業ができて、なおかつ、これは母子であったりとか、ひとり親じゃないといけないとか、生活困窮でないといけないということではなく、町民全てが利用できる事業でございます。そのため、子供が本当に勉強したいという形であれば、メンター制度でマッチングをして、本当にその子供にふさわしい方を選んで、週1回の学習支援、あるいは週2回の学習支援ということで、お互いで決めていただいて、その支援の充実を深めていきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） メンター制度の活用ということで、そちらのほうも選択肢の一つとして考えられるかと思えます。

先ほど言われたように、定員数につきましても、12名を超えるようであれば、県に働きかけて増員をしていきたいということも言われましたので、開催回数についても、例えば学習支援事業のほうも開催回数がふえて、メンターがいいのか、学習支援がいいのか、どちらがいいのかを子供たち自身が選択できるような環境の整備というものも必要なのではないかと考えます。

では、次の質問なんですが、先ほど言われていました総合的に支援する窓口として、ひとり親相談支援員を配置したというふうにお答えいただきました。こちらの利用状況をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） まず、窓口にはひとり親家庭支援員なんですけども、これは現在、2人目という形になっております。これは5年前から設置していることございまして、一応、実績に関しましては、先ほどの児童扶養手当の現況の確認等とか、相談にひとり親の方が来られたときの相談窓口としてやっておりますが、全ての窓口を彼女もしてもらっております、ひとり親だけではなく、子育ての方の相談を受けたりとか、保育園の入園案内であったりとかいう形をしております。

ちなみに、今、している支援員は、介護福祉士と保育士の資格を持っている関係で、広く相談が受けれる窓口となっておりますので、ひとり親だけではなく、さまざまな

相談を受ける体制を整えているところでございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 5年前から配置されているということで、もうかなり定着もしてきているのではないかと思いますが、また今後も、いろいろな方に、新しくそういった窓口を必要とされる方にも広く伝わっていくように、普及啓発、これからも取り組んでいただければと思います。

では、最後なんですけど、このたびの学習支援事業など、福祉というのは支えを必要としている人たちが、自分の力で人生を切り開いていける力をつけられるようになっていただくようなお手伝いだと思っています。そのためにも、お金を出したりするだけではなくて、適切なサービスの量と質の担保、そして見守り続けて支え続けるということが必要になっていくと思います。

この点について、学習支援事業などを含めて、子供の貧困問題についてどのようにお考えなのかということをお最終的にお聞かせいただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蕙江君） 一応、坂町では、子供の貧困とかひとり親という形で福祉の業務を捉えておりません。全ての子育て家庭、また全ての子供たちが健康に希望を持って毎日が過ごせるという形が何なのかという形で事業を進めているところでございます。ですから、お母さんがちょっと子育てに悩んだとか、子供さんが学校にちょっと行きたくないとか、何か自分がしてみたいなということが実現できるような形、また、困ってらっしゃる方には、相談をして解決できる仕組みづくりに力を注いで相談体制に臨んでいるところでございます。そのために、先ほど児童手当の資金のものもありますけれども、就労支援であったり、子供の学習支援を行っているということで、今後も、子供がよりよく巣立つための応援をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 9番瀧野純敏議員から「県道坂小屋浦線の進捗と今後を聞く」について質問願います。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 「県道坂小屋浦線の進捗と今後を聞く」について質問いたします。

今年度も全国各地で地震、大雨による災害が発生し、多くの死者と災害避難者が続

出している現在、国・県の災害復旧事業費は増大の一途をたどっているのが現状である。町の骨格である県道への影響もあるのではと考えるが、また、今後も続くであろう天災を考え、早急な高架橋工事が求められているが、行政の考えを聞く。

1、1の1工区の用地買収、家屋補償はなぜおこなっているのか。

2、1の1工区の関係地権者との折衝はどこまで進んでいるのか。

3、1の1工区の完成予定目標期日は策定されているのか。

4、都市再生整備計画事業、都市防災総合推進事業などが県道にどのようにかかわっているのか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「県道坂小屋浦線の進捗と今後を聞く」の件についてお答えをいたします。

県道坂小屋浦線につきましては、平成22年8月に都市計画道路坂中央線の街路区間において事業認可を取得後、平成27年3月に総頭川から荒神橋の区間を延伸をし、事業認可の変更を得ております。1工区（荒神橋まで）で現在まで50件の用地補償契約を締結をいたしており、用地買収面積の進捗率は1-1工区は53%、1-2工区は92%となっており、合わせて72%となっております。

さらに、広島県ではまとまった用地が確保された箇所から工事に着手をしていただいております。平成27年8月に1-2工区の町道大曲2号線から総頭川1号線までの237メートルを供用し、本年8月には、1-1工区の保健センター付近の副道の一部97メートルを供用いたしております。また、先月には1-2工区の中央公園付近においても、広島県により新たに工事が着手されております。

御質問一点目の、1の1工区の用地買収、家屋補償はなぜおこなっているのかにつきましては、1-1工区においては、平成23年度から用地補償契約を始め、今年度で6年目になりますが、これまで14件の契約を締結し、ここ3か年では9件の契約をいたしております。残る地権者数は、町やJR西日本の所有地等を含め12件となっております。

関係地権者のさまざまな事情から詳細な交渉状況は申し上げられませんが、引き続き、関係地権者のさらなる御理解、御協力を得られるよう、広島県とともに用地交渉に鋭意取り組んでまいります。

御質問二点目の、1の1工区関係地権者との折衝はどこまで進んでいるのかにつき

ましては、御質問一点目と同様に、さまざまな個人的な事情がありますので、詳細は申し上げられませんが、町といたしましては、各権利者の事情や条件に応じたきめ細やかな対応を行い、広島県とともに交渉を行っております。

御質問三点目の、1の1工区の完成予定目標期日は策定されているのかにつきましては、現時点において完成予定年度は公表されておりましたが、広島県からは、今後、用地の取得状況を考慮しながら、JR西日本や関係機関との調整を行い、高架橋を含む工事に着手すると伺っており、引き続き、広島県とともに一日も早い完成を目指し、邁進してまいります。

御質問四点目の、都市再生整備計画事業、都市防災総合推進事業などが県道にどのようなかかわっているのかにつきましては、平成18年3月に坂地区まちづくり協議会により取りまとめられた坂地区まちづくり方針に基づき、災害に強く、安全で安心な生活環境を創造するため、県道整備にあわせ県道へのアクセス道路の整備を進めることといたしております。

町が都市再生整備計画事業や都市防災総合推進事業等の国の交付金制度を活用し、まちづくりに沿ったこれらのアクセス道路を整備することにより、地区内道路のネットワーク化が図られ、坂地区のまちづくりの骨格である県道の整備効果が一層高まることが期待をされます。

このように、県道坂小屋浦線は坂地区のまちづくりにぜひ必要な幹線道路であるため、国や県に事業の促進についてこれまでどおり強く働きかけを行うとともに、残る計画区域の事業着手につきましても県に要望し、早期完成に向け、引き続き、全力を挙げて取り組んでまいります。議員の皆様のお支援及び関係者の方々のさらなる御理解と御協力をお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 私は、このたびで、この協議会へ出てからずっと12月には質問してきました。それと、間では2回、3回ですけど、なぜかいうと、やはりこれが坂町の骨格であるのがしかりなんです。

まず、この中で、去年の12月に用地買収が1-1工区で49%、1-2工区で98%、合計68%ありますね。この12月、9月の分では上がってなかったけど、先日、12月1日に来た分の中では、あの中で1-1工区が53%、それから1-2工区は72%、どうしてかここが下がってるんです。それが、これを私がややこしく言

うんじゃないんじゃないけど、まず、今までにこういう3カ月に1回ずつ町が出してくれ
とる書類がありますね。この中で、まず僕はとにかく県道を早うやってもらわにゃい
けん、私が生きとるときにやってもらいたいのが私の気持ちなんです。だけど、これ
を見ると、誰が考えても、27年度の11月現在で、家屋補償が78%、用地買収が
70%、家屋調査が91、用地測量が93、今度は28年9月1日は、家屋補償は7
9、用地買収は66、家屋調査が94、用地測量が92、こういうどうも、確かに、
皆さん、行政の方はわかるかもしれない。一生懸命読めばわかるけど、一般の町民と
したら、どうして下がるんな。あげくに、今、言うように、49%から4%しか上が
ってないんですよ。分けてくれればいいんです。そしたら、このたびは、12月1日、
家屋補償が79、用地買収が73、9月から何%か上がってます。でも、これは全体
的にぱっと見ても、やはり町民の皆さんが安心して任せとるというならいいけど、依
然として、もとは1-2工区は98%をいっとるものが、今になったら92%まで落
とす。だから、やはり本気でこれを書くのが、誰が書くのか、県が書くのかかもしれ
んけど、それを、私、言ってみりゃ、急いでやるのもわかるけど、まずは1-1工区、
今、質問するように、だから1-1工区がどうしてこのとおりにおくれるのかと、その
辺をもう一遍聞かせてください。町長じゃなくて、これはこの当事者である藤原技監、
一つ聞かせてみてください。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） この県道の事業を進めるというのは、やはりおっしゃるとおり、
坂地区のまちづくりの背骨、骨格でございます。これに向けて町が一丸となって事業
を鋭意進めているというのは、ある程度、御存じではないかというふうに思ってお
ります。

今、おっしゃっているのは用地買収の進捗率、パーセンテージ、それらが上がった
り、下がったり、わかりづらいとか、そういった御意見じゃないかというふうにお伺
いしましたが、ちょっと私も過去のものをつぶさに全て把握しているわけではありま
せんが、その進捗率というのは、お金のベースで何%だとか、あるいは面積ベースで
何%進んでいるだとか、いろんな分母、分子のあらわし方を、その当時、その当時、
新聞を出すとき、出すときに、効果的なパーセンテージにしたほうがわかりやすいだ
ろうというふうなことで出されているんじゃないかというふうに、ちょっと憶測です
けど、申し上げさせていただきますが、いずれにしても、この進捗率を1%でも

上げることが我々の使命だというふうに思っておりますので、引き続き、これらについて御理解、御協力といたしましょうか、もっと言わせていただきますと、きょう、お越しいただいておられます議員の皆様方も、町の用地買収だとか、そういったところは非常に難しゅうございます。つまり、これは行政で頑張るだけではなくて、議員さんも一緒になって、おいみんなで協力してやろうぜというふうな機運の醸成についても、町が、役場だけではなく、議員さん、それから町民の方々と一緒になって、この地域にこの県道事業が本当に必要なんだということをもっとアピールしていきたい、一緒になって進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうか御協力のほうをよろしくお願い申し上げまして、とりあえず、ちょっと回答になってないかもしれませんが、説明をさせていただきました。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 技監に、数字じゃなくて、後のほうは一つだけ言っておきます。

前回、25年度だったかな、議員が全員で要望して、町長と議長で県へ行ってもらいましたね。こういうこともやっておったんです。ただ、こういったものは2問目の中で言いたいのが、私も、今、60年ほど商売してきました。それで、買うものとか求めるものがなかったら、銀行は一銭も貸してくれないですよ、金を。これが通常の商売のあり方。商売とこれは違うけど、県にしても求めるものがないのに、何で予算をつけるか。先にだから求めるものを本気になって、今、本当に骨格の中で言うのは効果なんです。効果に対する一生懸命をやってみて、それで費用対効果が上がれば、県は出すいうんだから。要するに物件があれば、ここまでいっとりますよ、それこそ80%いっとりますよ、90%いっとりますよと言えば、県は絶対出してくれますよ。だから急いで、今からでも遅いことはない。これだけ延びたんじゃけど、いま一度、僕が十何回もこうやって出すのはそれなんです。だから一人一人とひざを突き合わせて頼めばいいわけなんです。それは海田地区がやったように、土地整備事業のほうに、1人のものに、何年も、15年も十七、八年もかかわらせてやったら、人間には情というものがあるんですよ。そうやってでも、今の事業を本当にやる気があるんならやって行って、だから僕が言うのは、もう次に目標を決めるかどうかが、これは決まらんですよ、誰がやっても。でも内々にでは、それぐらいの、よし急いでやるぞいうので、それは野球のバッターも一緒、3割したいぞ、20本打ちたいぞ、何ぼで

もええわいうんじゃ、いつまでたってもいかんですよ。目標もやはり要るもんですから、その辺がもうちょっと考えられんか、ひとつそれを聞かせてみてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 言われることはよくわかります。一日も早い、先ほど、町長、技監の答弁にもありましたように、県道については町一丸となって関係者の同意を求めていくという方向では進んでおります。

そういう中で、ひざを突き合わせてということですが、各地権者との協議につきましても、県道への賛否ではなく、この条件整備、移転先とかそういう具体的な部分での協議をひざを突き合わせてやっとなるわけですが、やはり相手の方の事情、それはお子さんとかそういう家庭の事情もありますし、いろいろな案件の中で条件整備を、今、鋭意行っているところですが、そういう中での相手がおる中で、そこをいつまでという部分も申し上げにくい部分もございますし、やはり中にはいまだに門戸を開いていない方もおられます。これらに対しても県と一緒にどう対応していくかというところもございしますので、なかなかいつまでというのには申し上げられませんが、今、そういう形で一丸となって、関係者の方の条件整備をしているところですが、御理解のほどよろしく願います。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 確かに難しいのはわかります。ですけど、もう一つ、今度、12月1日のこれを見ると、1-1工区、1-2工区が済んで、2工区まで県の予算がおりるといのが、このたびのこれに入ってますね。そうすれば、やはり何を考えるかというたら、今度は2工区のほうにしたところで、あつこに七、八軒の民家があるんですよ。そしたら、人間、少しでも心にわだかまりがあつたら、何かこうじゃいうと、憂鬱なもんなんです。そしたら、今から、今まであつこまで来て、総頭橋から来んかったのがここへ来た。今度は次にかかる。だったら早くに行って、みんな町民の方に安心するような、それは、毎日毎日、どうなるんじゃろうか、うちがたほんまに県道通るんじゃろうか、どこへ引っ越しゃええんじゃろうか。そりゃ20歳や21歳ならええが、78の人だったら心配なんです。だから、これからも地権者の気持ちをまず第一に考えて、それと彼らの住民の子供から老人までの心を考えて、これから早い時期に折衝に行ってやってもらいたいと思います。それ、質問は要りませ

んよ、もう、何度のことですから、いいです。

○議長（川本英輔議員） 答弁が要らんのでしょ。

○9番（瀧野純敏議員） はい、答弁は要りません。

○議長（川本英輔議員） 議員の皆さん、答弁が要らないというのは質問に入りませんので、今後、気をつけてください。

起立をしてお願いします。

○9番（瀧野純敏議員） はいじゃあ、今の件で答弁をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 議員さんの御指摘のように、12月広報で先線の2工区、これらについても測量に入るということで広報させていただきました。これらにつきまして、以前、議員から、まずは、今、やっておるところを一生懸命やりよったんですが、先線についても情報提供してくれということでお伺いさせていただきながら、今回も測量に入るいう形の中で、先線の方にもお願いをしてまいりました。ほとんどの方が一応ほぼ同意をしてくれまして、測量に入るわけですが、やはりその説明させていただいたのも、まずは測量をして具体的なものを示していかないと、今、言われる移転補償とかそういった全体のもが進まない、要は不安を解消することができないということでの、今、現状の測量に入らせていただくということで同意をいただいております。これらにつきましては、そういった測量結果及び補償内容等を充実させていきまして、早く交渉し、安心していただけるような協議に進めたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、担当課長が申しましたけども、今、議員がおっしゃったようなことを、一応、我々も受けとめて、これ、県の事業でありますんで、やはり県が予算化をしないと前へ進まんわけでありまして、そういうことも地元の要望を一身に受けながら、私以下、担当部門の者が県のほうへ働きかけて、今回のこういうふうな手順になったということを一つ御理解いただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 最後に、先ほども言おう思ったんじゃけど、申し上げます。

まず、県道の事業費なんですね。この事業費が、先ほど最初に僕が質問したように、もう天災があつてどんどん少のうなりよる。これが、まず平成25年度、7億4,6

00万円、26年が1億9,200万円、27年が3億円、28年が1億8,700万円、下がってくる、やはり。県の予算ですよ、これは。それによって、坂町もどんどん下がってきてます。だったら、26年度、今度できるけど、どれぐらいの目標を持つとるんかだけ聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 藤原技監。

○技監（藤原博明君） 先ほども町長が申し上げましたとおり、この事業の事業主体者は広島県でございます。その事業を詰める上ではやはり予算というものがあります。つまり広島県全体の公共事業費という予算のパイがある中で、その数々の各市町さんが進めておられます県の事業いろいろあります。その個別ごとに進捗度合いによって、あるいは優先度合いの高いところから限られた予算をそこに当てはめていく。先ほどの御指摘にありましたとおり、県道事業の予算がちょっと上がったたり下がったりするというのは、やはり事業の進捗度合い、つまり用地の進捗が、なかなか進んでいるところとなかなか進んでいないところ、この用地については相手がある話ですから、なかなか進む場合と進まない場合がある。そういった中で、予算のパイの中で今回は坂に幾ら配分しようとか、そういうことが県の議会の中で決められてきているものというふうに認識しております。県の事業ですので、県の中では県議会の中でそういうことが取り決められているものと認識しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 前にも議会の事情でお話をさせてもらったと思うんですけども、やはり道路特定財源が本来は揮発油税とかガソリン税が特定財源に回ってきておったものが、いつかの内閣のときに、これが特定財源としてガソリン税とか揮発油税はとっておりますけど、これを社会保障に回さにかいかんということで、ハード事業から外した時期があったんです。その時期からだんだんだんだんだんだハードの事業に対する国の予算も、当時に比べたら半額ぐらいになったんです。全体的に、例えば防災工事にしても、今、港湾をやっております港湾にしましても、道路にしましても、急傾斜にしましても、全てがいいときの半額の予算に、今、落ちてきておるといふ、そういうこともやはり皆さんにも知っていただきながら、そういう中で国、県と力を合わせて、工夫をしながら、道路とかいろいろハード事業を前へ進めてもらっておるということもひとつ御理解をいただきたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩をいたします。  
再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午後12時05分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 7番柚木 喬議員から「進出企業の経緯と安全性は」について質問願います。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「進出企業の経緯と安全性は」の件で質問いたします。

三菱重工業鯛尾工場跡地を購入した事業所の地元住民向けの説明会が5月31日にあった。私も町民の皆様と出席し、公害に配慮しながら事業所を運営するとの説明をお受けしました。その後の状況確認と今後の対応について確認いたします。

まず、操業開始を10月ごろから操業するとお聞きしていますが、いつから事業スタートされるのか。

二点目に、大気汚染、海洋汚染、騒音問題、廃材運行経路について、行政での定期的なチェックはやっていくのかどうかを伺います。

三点目に、今回を含み、今後、誘致する企業に対し、坂町として町民の安全のために公害防止協定などを結ぶことは考えていないのか。

四点目に、坂町にとってこの土地は取得したい土地だったのでと町民からも聞き、また私も思うが、その取得活動をしたのかどうか、経緯説明をいただきたい。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「進出企業の経緯と安全性は」の件についてお答えをいたします。

三菱重工業鯛尾工場跡地の所有権移転に関しましては、本年3月15日付で売買契約が締結され、事業所開設に係る地元説明会が5月31日に開催されたことは存じております。

御質問一点目の、いつから事業スタートされるのかにつきましては、本年9月1日

に事業所を開設をし、9月21日から稼働していると伺っております。

二点目の、大気汚染、海洋汚染、騒音問題、廃材運行経路について、行政での定期的なチェックはやっていくのかにつきましては、当該事業者から、現場での作業に係る工程表や独自に実施された騒音調査の結果を提出していただくとともに、町職員による現地立会を行っており、公害、作業等の安全性を確認をいたしております。

また、行政での定期的なチェックにつきましては、特に規制対象となる施設、機器を有しておりませんので、地域住民からの苦情、要望等がございましたら、当該事業者にご協力をいただき、関係機関とともに解決に向けて取り組んでまいります。

三点目の、今回を含み、今後、誘致する企業に対して、坂町として町民の安全のために公害防止協定などを結ぶことは考えていないのかにつきましては、公害防止協定や環境保全協定は、地域住民の健康や生活環境を守る上で必要であると考えておりますが、規制対象となる施設、機器を有していない企業と協定等を締結する必要はないというふうに考えております。

今後とも、進出される企業の事業内容、施設の状況等を調査して、必要に応じて検討してまいります。

四点目の、坂町にとってこの土地は取得したい土地だったのではにつきましては、三菱重工業鯛尾工場は平成14年に工場を閉鎖して以来、空き地となり、当時、議会でも活用策としてウオーキングロードの整備等の提案があったことから、坂町としても有効利用を検討いたしました。

しかし、周遊するための海岸沿いの道路整備が困難であることもあり、有効な跡地活用策を見出せなかったことから、取得を断念した経緯がございます。

このたび、新たな企業が進出され、この跡地が有効活用されるとともに、企業立地による雇用の創出等により、町の活性化にも寄与していただけるものと考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 土地取得について伺うんですが、よそ様が取得した土地をとやかく言うつもりは毛頭ございません。ただ、坂町、ひいては横浜のまちづくりにとってかけがえのない土地だったんじゃないかと私も思ってるわけです。そういう意味で、皆さんからそういうような問い合わせもあるわけですし、あえてこういう質問を

させてもらうんですけども、ここの答弁の中で、当時のことを問い返して申しわけないんですけども、周遊するための海岸沿いの道路整備が困難という理由というのは、当時のことを思えば、どのようなことがあったんでしょうか。ちょっとその辺の確認をしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 藤井都市計画課長。

○都市計画課長（藤井建輝君） 当時の理由でございますが、ウォーキングロードを三菱重工鯛尾工場跡地内を經由して、鯛尾のほうと一部のほうとをつないではどうかというふうな御質問が、当時、出たわけでございますが、周遊する道路をつくるに当たりまして、その海岸線は崖地となっております、そこから道路を海岸線につくったりする際、莫大な費用がかかり、また、安全性を確保するためにも、かなりの崖を削ったりとかする作業も出てまいります。そういったことから、海岸沿いの道路整備については困難であるというふうな結論を出しまして、断念したという経緯でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） ちょっともう一点、気になる言葉がありましたんで確認するんですが、有効な土地活用策を見出せなかったんで、取得を断念したという残念な言葉がちょっとあって、これは、例えば私は、13年間、空き地になっとなつて、あるいは、議員も1年前にたしかこの活用とかなんかもいろいろと依頼したりしたんですけども、この13年間、空き地にあったんです。例えば坂町として運動公園つきの介護タウンにするとか、そういうふうな発想、相手さんに目的を持って当たられたかどうかいうのを、折衝されたんかどうかいうのをちょっと伺うんですが、その確認をしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 当時、いろいろな角度から利活用はないかということで、私がある機関を通じて三菱さんのほうに折衝した経緯はあります。そういう中で、いろいろな諸般の事情もございました。それと加えて、土地がかなり海との段差がないものでありまして、特に越波とか津波とかそういう危険性も持っておるというようなことで、そういうことも、もし取得をしたならば、そういう安全性も考えていかなければならない。そうすると、また膨大な事業費がかかるわけでもありますし、また、そういう中で、国の支援も得られるかどうかということも疑問視がございました。そうい

う諸般のもろもろの事情の中で、これはどうしようもないなと断念をした経緯がございます。よりも、むしろ民間の力を活用して、あの三菱の跡地を再活用していくことが町にとってもプラスになる、そういうふうなことも含めて、そういう判断を、当時、いたしました。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 二点目の環境に関する質問なのですが、定期的なチェックということで、当該事業者から作業工程表や独自の騒音調査を出していただくというような答弁がございました。同時に、職員の立会による確認をするということですが、基本的には何ぼ以上だったらどうなんだとかいう、そういう数値の表示はどのようにされるんですか。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

答弁にもございましたように、任意で提出されました騒音調査においても、基準値の範囲内でありました。基準というのは、工業地域で70デシベルなんですけども、結果のほうは48デシベルということで、広大な敷地、これ、2万8,075坪ありますんで、近隣に民家ありませんし、そういった立地条件になっておりますので、騒音についてはほとんど問題ないかと考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今、ちょっと立会による定期的なチェックをするという、それは年に何回やるとか、今までのことじゃなくて、定期的にどのようにされるんかというものの確認です。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

答弁書にもございましたけども、そういった特定施設、特定機器を有してない企業なので、近隣住民の方から苦情とか要望がございましたら、そういったことも検討しなければならないとは考えておりますが、今のところ、定期的なチェックについては考えておりません。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 最後、質問します。

将来的に公害防止協定とか環境保全協定のことで確認するんですが、今回の進出企

業は、本社を坂事業所に移転しというようなことがちょっと情報的にありました。本社をだから坂に移転するみたいなことを言われました。したがって、事業規模を拡大すると思われるんですが、その事業内容に船舶の解体というのが盛られとったんです。当然、本社が坂に移動になれば、船舶の解体があるんですね。今の掘り込みドックというのが、私らもいつもこういうふうにあるんですけども、そこを使って、これも私は想定なんですけども、船舶解体というのはそこしかないんですが、客船の解体とか、俗に言うバラスト水というのは、何かタンカーの横に水積んでますけど、それは水質汚染に関係ありますけど、そういうようなものとか、いろいろとダイオキシンとか水質汚染が考えられると思うんです、私の思ってることなんですけども。この辺のことは新規の企業参入と同時に、事業の規模の拡大ですから、やはりそれなりに公害防止協定なりを持っておかなきゃいけないんじゃないかと思うんですけど、その辺はどんなでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤本環境防災課長。

○環境防災課長（藤本大一郎君） お答えいたします。

一般的に公害防止協定とか環境保全協定というのは、事業活動に伴い公害等の発生が懸念される場合、また、地域住民の方からそういった要望があったり、それを保護するためにこういった協定を締結します。本社を坂に移してと申されましたが、既にもう坂に移しておりまして、操業いたしております。大規模な船舶をドック内に入れて大規模な解体をするというようなことが予測されるということなんですけども、今の状態では、護岸の修理であるとか、そういったものについてもかなりの費用がかかるということで、余り大型船舶についてはどうかというような話を伺っております。

ダイオキシンとかという話も、アセチレンガスで鋼材を切りますんで、それは出るものは出るんですが、先ほど申しましたように、2万8,075坪という広大な土地なんで、特に大気汚染とかそういったものにも該当しないと思われまして。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「地区要望の更なる充実のための条例化を」について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「地区要望の更なる充実のための条例化を」の件について質問いたします。

最近、住民福祉協議会（以下住民協という）からの地区要望が各地区年に1回程度実施されているようであり、要望制度が定着しつつあると考えております。しかし、16住民協全体で見ると、制度の活用が活発な地区、そうでない地区とばらついているのではないかと懸念いたしております。これらの要因は、市街化インフラ環境の差によるものや、議員がいない地区等の要因があるものと思われま

す。また、本来、要望とは行政施策への不満や行政チェック不足の議会への不満、より高度な住民福祉への要望等があるものと考えられます。

こうした現状を考えたとき、以下内容について町当局の考えをお伺いいたします。

1、過去3年間に出された住民協要望の中で、地区ごとの件数（議員が直接出した要望も含む）と解決した件数、要望の傾向は（別紙でも可としております）。

2、公平性とさらなる福祉向上という観点で、再任用制度を活用し、ベテラン職員を配置した対応部門の設置と詳細な制度の条例化を検討してはどうか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「地区要望の更なる充実のための条例化を」の件についてお答えをいたします。

現在、町内には、16の地区住民福祉協議会があり、地区内における生活環境整備について町へ要望が出されておりますが、全ての住民協から要望があるわけではございません。議員御指摘のように、平成ヶ浜地区など大規模開発による市街地インフラの整った地区からは、要望はほとんどないのが現状でございます。

なお、要望は、各住民福祉協議会が地区住民の意見を聞き、総意として要望書を会長名で提出をされるものですが、要望内容はそれぞれの地区のハード面に関するものとなっております。

御質問一点目の、過去3年間に提出された住民協要望の中で、地区ごとの件数（議員が直接出した要望も含む）、解決した件数、要望の傾向はでございますが、地区からの要望件数は全体で平成25年度は74件で、解決した件数は68件、平成26年度は76件で、解決した件数は73件、平成27年度は92件で、解決した件数は76件でございます。

要望される地区ごとの件数は1件から20件程度まであり、その提出方法も、会長以下役員さんと地元議員が同行されて要望書を提出される地区や、会長が直接窓口で

要望されるなどさまざまな状況でございます。

また、議員からの要望等も年間で10件から15件の案件がございます。これらの要望は、道路・水路の維持補修、外灯新設、カーブミラー及び転落防止柵の設置などがほとんどでございます。

また、要望のない地区につきましても、道路パトロール、公園パトロールなどを通じて施設の点検・調査を行い、必要に応じて修繕等実施をいたしており、地域格差が出ないように努めております。

町といたしまして、提出された要望箇所は、後日、会長及び役員さんと現地でその内容等を確認をし、とりわけ町民の安全に関する案件は迅速に対応をいたしておりますが、大規模なものや地元との用地協力等を必要とする案件などは、次年度に実施したり、複数年で継続して行う場合もございます。

なお、平成18年3月に坂地区まちづくり協議会から提案されたまちづくり方針に基づき、各種の社会資本交付金事業による道路、公園等の施設整備を継続して実施をいたしております。

近年では、平成26年度に横浜地区まちづくり協議会から要望された、津波・高潮災害から生命を守るための一時避難場所の整備要望実現に向けた公園計画も調査設計を進めております。

また、平成28年度には、小屋浦地域づくり推進協議会から、今年度、買い取り予定の雇用促進住宅小屋浦宿舍の用地と隣接する町有地を活用し、小屋浦地区内の人口増加にむけた要望及び小屋浦駅周辺の整備要望など、地域が考えたまちづくりに向けた取り組みも活発となっております。

これらの要望に対しましては、町と地域が協力し、それぞれの役割分担により、事業の実現に向けた取り組みを、現在、行っているところでございます。

御質問二点目の、公平性とさらなる福祉向上という観点で再任用制度を活用し、ベテラン職員を配置した対応部門の設置と詳細な制度の条例化を検討してはどうかでございますが、現在、要望に対する案件についてそれぞれの担当課が適切に対処いたしており、また、地区からの要望につきましても、全ての住民協において、住民協主催による町政懇談会が隔年で開催されており、私を初め町幹部も出席をし、要望を直接お聞かせいただいておりますことから、再任用制度を活用したベテラン職員を配置した対応部門の設置と詳細な制度の条例化につきましても、今のところ考えておりませ

ん。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 地区要望のさらなる充実のための条例化をということで質問いたしました。答弁として、件数とか地区要望に関してはおおむね年間100件以下ぐらいで、8割以上、9割以上が解決しているということで、割と順調にいったるなという、初めてこういった数字をお聞きしました。

本来、要望というのは、ここの質問の中にもありますけど、陳情とか請願、この領域にいかないけど、割と取り組みやすい、出しやすいというような利点があって、こういう制度が回ってきたんかないのが一つ。

それと、やはり書いておりますように、行政の施策に対する不満、それを議会は一応了承しとる、オーケーしとるいう、この合わせた形の不満が、住民が細かいところを見て、要望として上がってきとるというふうに私は捉えております。

もう一点は、やっぱりある程度、福祉向上、要は幸せのために少しずつレベルが上がってきておると、住民の要望が。そんな背景で来とるような気がいたします。

この要望も、当初、私らが、議員、平成7年ですかね、スタートしたころには、ここまでしっかりした制度といっても、あうんでうまく流れてきたんかのいうような気がするんですが、当時はどぶ板議員の活動とかいう表現もまかり通るような時代だったような気がします。今、こうしてしっかり回るようになったから、ちょっとこの辺でしっかり今の仕組みを継続的にやっていくほうがいいのかなということで、条例化をしたらどうかという提案をしたんですが、軽く考えてないという答弁であったんで、今度は次のほうを質問いたします。

ちょっとその前に一点、この仕組みが今の状態に回り始めたというのは、多分、新しい町長が就任してからだろう思うんですが、大体いつごろにこういう形の制度になって回りよるか、その辺をちょっと一点、先にお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 前任の町長の時代も住民福祉協議会を通じて要望等があったように記憶しております。私も、現実に中村地区住民福祉協議会に住んでおりまして、当時、議員をしておりました。そういう中で、地区の住民協の役員さんの会議がありますね。そこへ私も出席をさせてもらって、いろいろなお話を聞きながら、地区住民

協の方々と一緒に現実に町のほうに地区の環境改善の要望に来たこともありますので、その時代からずっとやられておりまして、私も引き継ぎまして、これはすごくいい制度であるなというのを自分も肌で実感をしましたんで、今現在も継続をしながら進めておるといことでございます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今、住民協でまとまる要望と、議員さんが直接行く要望とあると思うんですが、そうした中で、行政が以前、議員さんが動いたら、住民協に整理してくれとか、まとめてくれとか、それも一理あるんでしょうけど、急ぎとかいう場合、議員さんが直接行く場合もある。行政側にここでお聞きしたいのは、議員さんが来んほうがいいんかどうか。議員さんは地区にはね任す。住民協の会長さん大変じゃろうが、今、坂町は議員が行ってもだめじゃけんというような形のほうがいいな思いよるんか、その辺をちょっと確認したい、思いとして。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そんなことは決してございません。私も実際、自分が議員をしないとこのことをちょっとお話させていただきましたが、やはり地域住民と議会とが一体となって、行政のほうへ要望なり、あるいは苦情なりをいただくことが、逆にそれらの要望なり苦情なりを早く処理することにも、お互い協力をしながらやっていくということで、大変いい循環をするんじゃないかというふうには思っておりますんで、決してそういうつもりはございませんので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） あと、いろいろ町の予算書を見よるときに、こういった要望の対応を随分解決しよるんだが、次の年度に回したりいうものもありそうな気がします。予算組みとしてはちょっとそういった枠を設けるわけにはいかんのだろう思うんですが、今の道路橋梁費とか、そういったインフラの要望が多いから、今のまんまですらちょっと地区要望の対応じゃなくて、全体の中でちいと予算削りながら回していったりいうような形かなと思うんじやが、その辺はもうちょっと何かあってもいいんかないような気がするんですが、例えば地区要望に対する予算がいうのが。余れば余って流せばいいんだから、地区要望の予算なくなるとよとか、そんなところはどうかうふうに考えておられますか。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 議員言われるように、予算化ということでございますが、現在、御質問のちょっと回答にもありますように、ほとんど要望内容等が道路の補修、舗装及び改修、それとカーブミラーの設置や防護柵、それに外灯の設置、それと水路等の改修というのが地域からよく出る要望でございます。これらにつきましては、現在、道路維持の中の工事請負及び排水路の工事請負等、それと交通安全事業費、これらの中で賄っているのが現状でございますので、事務の段階で特に総額というような、まちづくり要望額というようなものはちょっと考えてはおりません。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 四点目ですが、ここに再任用制度云々が少し入ってますが、こういった地区要望にひっかけてちょっとお聞きしてみたいなど。要は、今の再任用制度、これ、本当にうまく回ってないなと私は見ております。しっかり仕事をつくってやって、今までしっかり頑張った人が、多分、坂町さん、こういうふうに質問すると、答弁するのは、本人が残れば残れるんですよという、今、それだけ。そうじゃなくて、やっぱり残れるような体制をしっかり考えてやらにゃいかんのかなと思うんです。やっぱり60まで、特に幹部の人がせっかくいい能力があるから幹部になったんです。それが今の60でぱっと退くというのは、やっぱりもったいないと思うんですよ、町として。だから、今、坂町財源結構しっかりしてきました。こんな時期にやっぱりもうひと押しじゃないけど、もうひと踏ん張りしてもらうためにも、特に地域をよく知っとる人ですから、長年おった人ですから、そういった、例えば町長直属でもいいと思うし、その辺をうまく活用して、再任用をしっかりその能力を活用するという利点で、こういった、例えば今のように要望対応の窓口をつくる。これも一つ仕事の場所をつくってやろう。小っちゃい町だから、あんまり大きく出先機関いうのがないから難しいとは思いますが、とにかく仕事をつくってまわしてやろうかなというのを少しは考えたほうがいいな思って、今回、この要望の充実ということで、こうやって仕事をつくったらいいんじゃないかないう提案をしたんですが、答弁の中には、さらっと、今、考えておりませんというぐらいの簡単なあれになったんで、再質問でしっかり、特に町長のそういった思いをちょっと積極的なあれで答弁いただきたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 一応、再任用につきましては、国が定めた任用制度に基づいて、

それを活用して、今、取り組んでおります。中にはどうかという事で声をかけた例もあるんですけど、いや、私はもういいですか、そういう回答も来ておるのも事実であります。

またそれともう一点、若い世代が、どんどんどんどん次の時代を担う世代にもしっかりそういう勉強する機会を与えることも、これからのまちづくりにも大切だというふうに思っております、そこらのうまくあうんの呼吸が、今のところ、いっていない状況でもあります。

いずれにしても、今ある制度、ルールはしっかり守っていきながら、そのルールの範囲内で、御本人の希望に応じて町のほうで善処をしていきたいというふうな考えで現状ではおりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 最後になりますけど、もう一点、条例化の件ですが、この継続性ということで、やっぱり仕組みを定着させる、例えば町長替わったらもうなくなるとかいうような、今の現状は、新しい例えば町長さんが何年か後に、10年後か何年かわからんけど替わったときに、こんなんはいうあれじゃなくて、条例化しとれば、やっぱりそう簡単には変えられん。そういう意味で継続的な仕組みにするために、条例化か何かいいんじゃないんかなというふうに提案したんですが、その辺は最後にかがですか。やっぱりまだ今のところ考えてないという、ぱっと切られたんですが、もう一度、直接お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） いろいろな考え方があろうかと思ひます。私も前任者から引き継いだときには、いいことはどんどんどんどん今のようなあり方も受け継いでやってきておりますけど、やはり、ああ、これはもう時代に即していないんで、こういうふうな考え方は変えて、視点を変えて町政の運営に当たらにやいかんのいうものにつきましては、全部が全部引き継いだわけではありませぬ。

また、私、いつどうなるかわからんですけど、来年の1月に選挙があるんですけども、いずれにしても、いつかの時点では必ず退任をするわけでありまして、その後を引き継いだ新しい町長が、我々がやっとなことよりもまだすばらしい発案があったら、それを生かして町の発展のために頑張ってもらうということも大変重要なことだというふうに思っておりますので、この件の条例化につきましては、今のところ

ぐっと我慢をして、この状態で取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願
いたしたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 9番瀧野純敏議員から「鳥獣対策について町の方針を聞く」に
ついて質問願います。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 「鳥獣対策について町の方針を聞く」についてお聞きします。

現在、県内市町において、カラス、カワウ、熊、イノシシによる被害が拡大し、田
畑で住民が熊、イノシシに襲われる被害が多発していると聞いている。坂町でもイノ
シシによる被害が多く聞かれているが、今のところ人的被害がないのが幸いである。
農地においては、イノシシ対策で防護柵に補助金が交付されているようだが、一般家
庭敷地内、庭先、町内道路などの掘り起こし被害、住民が遭遇による人的被害対策な
どには、町としてはどのように対応していくのか、町当局に伺う。

1、駆除対策の実態は。

2、住民への周知は。

3、住民からの情報管理は。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「鳥獣対策について町の方針を聞く」の件についてお答えをい
たします。

坂町のほとんどの農地は小規模で機械化も困難な中、一生懸命耕作をしている方々
の農作物へのイノシシ被害が平成6年度ごろから顕在化いたしております。

このため、農地へのイノシシ防除施設等の補助事業を実施をし、耕作意欲低下によ
る農地離れを防止するとともに、農業振興施策として、農産物品評会及び品評会への
出品野菜を対象とした農業講座や、JA安芸による野菜づくり勉強会を毎月開催をい
たしております。

御質問一点目の、駆除対策の実態はにつきましては、平成7年度から捕獲を開始し、
平成27年度末で1,759頭、年平均84頭、平成28年度も現在まで65頭を捕
獲をいたしております。

また、防除施設補助は平成6年度から実施をし、平成27年度末で745件、総額
656万円、平成28年度も7件で4万円の補助金を交付をし、農作物がイノシシの

えさにならないように、金網等でイノシシから防除しております。

御質問二点目の、住民への周知はにつきましては、市街地へ出没するイノシシにより、町民への生命、身体などへの被害が生じるおそれがある場合、坂町鳥獣被害防止計画により防災無線での放送を行うとともに、産業建設課、環境防災課、海田警察署、坂町鳥獣対策駆除班などと連携して危険防止の対応をとることとしております。

なお、坂町有害鳥獣駆除班員は、現在、11名登録されておりますが、被害の軽減に向けて新たな駆除班員を勧誘するために、捕獲に必要な免許講習会の受講案内などを坂町広報により周知をいたしております。

御質問三点目の、住民からの情報管理はにつきましては、住宅地周辺で出没情報が入りましたら、駆除班員へ依頼をし、捕獲効果の高いけもの道へのくくりわなを設置をいたしております。くくりわな等による捕獲は平成7年度から実施をいたしており、当初、市街地への出没はほとんどない状況でございましたが、21年が経過をし、里山の放置や農地の耕作放棄地などの増加が、市街地へ出没する要因の一つと考えられます。

また、駆除班の活動にも限界があり、イノシシの住みづらい環境づくりも大事であることから、家の周りで無意識のうちにえづけになるものを排除することも必要なことと考えております。

いずれにしましても、イノシシの特徴等をよく知っていただくことが被害に遭わない対策につながると考えられますので、ホームページや広報によりイノシシの生態、習性、食性など周知を図り、出没しづらい環境を住民の皆様と整えることが必要と考えております。

町といたしましても関係機関と連携をし、役割分担を確認しつつ、町民の安全・安心な生活環境の確保を進めてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 町長にそこまで全部言われたら、もう僕、何も言うことはないですよ、本当に。ですが、私もまだ少し言いたいのは、まず、今、本当にそこへ渡しとったんですけど、私もこうやって、10月、11月からでも六、七回あって、写真だけでも4回ぐらい撮ってきました。町長がたの真下の方でも。これは、僕が早起きするからできるんじゃないかと、あれだけイノシシがおるということ。だけど、今現在、

坂町に農業従事者は確かに町長がさっき言われたように、小さい農地をいっぱい持つとるんですよ。ですが、やっぱりその小さい農地というのは、家があって、家のほとりにあれば、それだったらこれは地域の間から農地じゃないという、この考えがまだ町の中にある。僕に言わせれば、産業建設課も都市計画課も環境防災課も、その辺を一本のひもで結んどって、カラスやイノシシやら鹿やら何かが来たときは、誰でもええから対応できるような方法をとってくれるのが一番じゃろう思うんです。それを僕が行ってですら、いや、こっからこっちは私のほうじゃない、これは環境防災行け言うのは、だから私が出す気になったんです、この問題を。

だから、やはりわけもわからん町民が来るんだから、確かに上条なんかかわいそうですよ。3坪ぐらいのところで10段ぐらいの鉄の階段があるのに、ぐじゃぐじゃなんですよ、3日通っても。それで4日目に行ったら、まだおるんですよ、イノシシが。だからどうなるんだろうかと言っていったら、町内いうんだか、だったらうちの家もそのとおり、町長がたも一緒。やはり家があって、ここに土地があれば、これは土地なんだから勝手にせえやと、住民がせえやと。家はここにあるんだけど、住民はよそにおいて、よその住宅の横に土地があっても、畑と認める。こういうところが少し緩和してもらいたいんですよ。

それで、あの小さいところに金を出せとは言いません、そういう大きいところは別にして。ただ、町民に相談に乗ってやってもらいたいんですよ、来たときに。その辺で、僕が行ってもなかなか話にならない。一般の町民が、わけもわからんもんが行ったときに、それは大変じゃろう思うんです。それが、今、私があった中でも、牛の首の線路、鉄道用地、それから、今、一番多いのは頭部の下。上条に行ってみりゃ、上条の、名前は言わないけど、おばさん連中が、来てみてくれやいうて、行って上がって見た、上まで。そしたら、頭部まで上がる間は、昔の芋畑の段々畑ですよ。石垣を崩して、それで下にずっと鉄で防波堤、崩れんようになっとるんですよ。そこまで石が来とるんです。それでイノシシが入って、丸うにすになっとるんです、それは図面にも出しとるけど。その状態がある。

それから、今度は今の勿条、中村。中村も多いんですね。うちの上なんか随分上がってみると、私の言いたいのは、中で、今のように梶池のところが、あのままいきよったら、穴を掘ったら、あれは決壊しますよ。この間、防災であっこになっとるけど。そういう状態があるから、ましてやイノシシのために、もうちょっと考えるじゃなく

て、町民のために考える考えが皆さんの中にあるか、もう一遍、聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） 最初に環境防災課、建設課、都市計画課と名前が出る中で、町民の方が相談に来られたときに不愉快な思いをさせたと。特に議員さんもということでございます。これらにつきましては、また職員教育等を徹底しまして、そういうことがよくだらい回しにならないようにということで、誠心誠意内容を確認させていただき、対応させていただきたいと思っております。

そういう中で、イノシシがどんどん市街地に出てきているということは、先ほども町長の答弁にもありましたように、里山と、そういったイノシシの住む環境と人間の環境が、里山の崩壊、農地の放置により近づいているということで、どんどん市街地に出ている。そうは言いながら、イノシシが通るか、イノシシが来ないように市街地を全部囲うというのも難しい問題がございます。こういう中では、先ほど言いましたように、とにかくイノシシのえさにならないような形で、皆が地域で取り組んでいただくということが大事だと考えておりますし、無意識のえづけどいいうのをよく広報やホームページの中にも出ておりますので、ここらは住民の方にも周知しながら、そういった環境をし、イノシシが出て何もないという状態であれば、イノシシも出てなくなる。また、そういった嫌がる環境をつくるようなものを地域と一緒にやっていくには、やはり放置された農地、里山の管理の適正化もあります。これらを全て行政がするというのは、とても財政的にもできないですし、そこらは公助、共助というような形で、いろいろ地域と一緒にやって取り組んでいかなければいけない問題もございます。

そういう中で、とにかくホームページで皆さんに周知し、イノシシが出づらい市街地の環境にするように、これからも努力していきたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 確かに、全部が行政でできるわけじゃないんじやけど、私が最初から言うように、年寄りがおったり、その家が庭の3坪か4坪の土地、それから10坪ぐらいの畑で、家があったところを畑にしとるときは、相談に来たときに、行政が抱き締めるぐらいの気持ちで考えてやらんと、そうせんと、たった1坪に花植えた、ネギを植えた、タマネギを植えたところがぐじゃぐじゃにされたら、それはほんまに、ちょうどここへ、さっき言いましたよね。小さい土地にみんな一生懸命花をつ

くったり、つくるようになる。それをやはりもう一遍考える余地があると。

それから、この間から高速道路でイノシシがバスへ衝突してとまったら、トラックが2台衝突した。それから、先日、12月3日ですか、天風録にもイノシシによって荒らされる。そしたら金網をする。おまえら来な、よその家へ行けというような感じじゃ、シシにも、確かに人間だけのテリトリーじゃないんですから、やはり私が前から言うように里山の管理、確かに農作物をつくるどころがなくなるとるから、そうじゃなくて、やはり、今で言う頭部の上のほうでも管理をして、それは誰が悪いかいうたら、遊歩道をつくって、誰がつくる、人間でしょう。そしたらあれらの行く道がないです。だからその辺まで考えれば、少しその辺まで、イノシシが聞いたら喜ぶかもわからんけど、もうちょっと余裕のある、町民に対するゆとりを、いま一度、さっきの課長が言われるように、全部ができません。全部ができませんのは、皆、知っとるんです。ですけど助けてくれと来とるものだけでも相談に乗ってやってくれる、走って行って見てやってくれる。これは、今、町内どこにも班が決まってあるんです。海田町と熊野町、聞きに行ったけど、やはり大変です。ですが、やはり行くところは、ちゃんと対応には行ってきております。だから坂町もその辺をもう一度考えて、ひとつ町民のために、それからこれが、今度、この近くまで、繁華街まで、市街地まで出てきますんで、そのときの対応をやはり町民に周知して、子供さんとか、とにかく学校なんかは十分注意してもらおうように広報あたりでやってもらえるか、その辺をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 西谷産業建設課長。

○産業建設課長（西谷伸弘君） イノシシと出会ったらどうしたらいいかというようなことも、当然、ホームページ等で周知し、皆さんが危険なことにならないように周知してまいりたいと考えております。

また、現在は農地の補助ということでやっております。当面、先ほどの町長の答弁にありますように、農地の振興、また、農地からのえさをイノシシにやらないということが目的としてやっておりますので、こういった制度を継続しながら、えさにならないような対応を考えていきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。本定例会の会期は12月7日

までとしておりますが、坂町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思いをします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

最後に、町長から発言を求められております。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 平成28年第6回坂町議会定例会が閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会をお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

なお、皆様より賜りました御意見につきましては、これを十分に検討をいたしまして、これからの町政の執行に反映をさせていただく所存でございます。

私といたしましても、特に緊急案件のない限り、本日をもちまして任期最後の議会になるというふうに思います。時の流れは速いもので、私が町政を担当させていただきました6期24年が過ぎようとしています。この間、議会の皆様には絶大な御支援を賜り、おかげをもちまして、厳しい財政事情の中ではございましたが、本町の諸事業も順調に進捗をいたしており、町の活性化も目に見える形となってまいりましたことに厚く感謝を申し上げる次第でございます。

私はさらなる熱意と情熱をもって、次期町長選挙に立候補いたす決意をいたしております。皆様方のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

これからますます寒さも厳しくなってまいりますが、皆様方におかれましては御自愛をくださいませ、御多幸な新年をお迎えいただきますようお祈りを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(川本英輔議員) これにて、平成28年第6回坂町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長(中村政愛君) 皆様、御起立ください。

(起立)

○議会事務局長(中村政愛君) 互礼。

(閉会 午後 1 時 5 5 分)